

令和4年12月9日 開会

令和4年12月21日 閉会

(定例第9回)

# 南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第151号

令和4年第9回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月22日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和4年12月9日

2. 場 所 南部町議会議場

---

○開会日に応招した議員

埒 田 光 雄君

加 藤 学君

滝 山 克 己君

米 澤 睦 雄君

長 束 博 信君

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

仲 田 司 朗君

板 井 隆君

細 田 元 教君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

景 山 浩君

---

○応招しなかった議員

荊 尾 芳 之君

---

---

令和4年 第9回(定例)南部町議会会議録(第1日)

令和4年12月9日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和4年12月9日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について(レストハウス・バーベキューハウス)
- 日程第6 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町森林総合利用促進施設(森林公園))
- 日程第7 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町立東西町コミュニティセンター)
- 日程第8 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町賀野地域交流拠点施設)
- 日程第9 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町民体育館)
- 日程第10 議案第77号 令和4年度南部町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第11 議案第78号 令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第79号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第80号 令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第81号 令和4年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第82号 令和4年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第83号 令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第84号 令和4年度南部町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第85号 令和4年度南部町病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第86号 令和4年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第87号 町道路線の認定について

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（レストハウス・バーベキューハウス）
- 日程第6 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町森林総合利用促進施設（森林公園））
- 日程第7 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立東西町コミュニティセンター）
- 日程第8 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町賀野地域交流拠点施設）
- 日程第9 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民体育館）
- 日程第10 議案第77号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第78号 令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第79号 令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第80号 令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第81号 令和4年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第82号 令和4年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第83号 令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第84号 令和4年度南部町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第85号 令和4年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第86号 令和4年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第87号 町道路線の認定について

---

## 出席議員（13名）

1 番 埴 田 光 雄君	2 番 加 藤 学君
4 番 滝 山 克 己君	5 番 米 澤 睦 雄君
6 番 長 束 博 信君	7 番 白 川 立 真君
8 番 三 鴨 義 文君	9 番 仲 田 司 朗君



議員各位におかれましては、町民皆様の負託に応えるべく、精力的に活動いただいておりますこと、大慶至極に存ずる次第であります。

さて、遡ること3年前の令和元年12月に中国・武漢市で報告された原因不明の肺炎は、新型コロナウイルス感染症と名づけられ、翌月の令和2年1月には日本国内で初めての感染者が確認されました。その後の感染の広がりにより、東京五輪の1年延期や春の選抜高校野球の中止が決定され、同年4月に7都道府県を対象とする緊急事態宣言が当時の安倍首相から発出されました。

全国に拡大された緊急事態宣言は、翌年の令和3年4月から開始されたワクチン接種の急速な広がり、国民の感染対策への徹底により、同年10月に全面的な解除となりましたが、今現在の流行の波は第八波まで及び、今週に入って県内の陽性者は1日1,000人を超える日が出ております。

南部町では、オミクロン株対応として5回目のワクチン接種が10月から順調に行われていますが、年明けの令和5年1月には国内の感染症の流行から4年目を迎えることとなります。さらに、この冬は季節性インフルエンザの流行が発生する可能性が極めて高いとの指摘がなされています。引き続きマスクの着用など、感染防止対策を徹底しながら、コロナに負けず平穏な日常を取り戻すべく、町民一丸となって取り組んでまいりたいと存じます。

本定例会におきましては、指定管理者の指定、補正予算等の議案を御審議いただくことになっております。

後ほど町長から提出議案の内容につき説明がございますが、提出されております諸議案に対し慎重審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願いし、開会の御挨拶といたします。

#### 町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。12月議会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和4年第9回南部町議会定例会を招集しましたところ、御出席をいただき開催できますことに御礼を申し上げます。

さて、サッカーワールドカップカタール大会での日本代表の活躍に日本中が沸き上がりました。町民の皆様も早朝・深夜の大会スケジュールの中で睡眠不足と闘いながら声援を送られたことと思います。私も優勝経験国のドイツ、スペインに勝利した際には万歳と、ブラボーを連発したにわかサッカーファンの一人です。そのにわかファンにも、サポーターの皆さんのスタンド掃除や、選手ロッカールームの後片づけなど、ピッチ外でも世界から称賛された日本サムライブルーの精

神にファインプレーの感動をいただきました。終わりの見えないウクライナ戦争、コロナを発端とする世界経済の低迷など、暗い話題が多かった今年一年でしたが、私たち日本はまだまだやれるという思いを奮い立たせてくれたサムライブルーだったのではないのでしょうか。

さて、12月に入り、朝夕めっきり冷え込む日が続いています。灯油価格をはじめ、電気代など、生活必需品であるエネルギー関連価格が上昇しています。町内の灯油店頭価格は18リットルで2,100円前後となっており、食料品の価格高騰と併せて町民の暮らしは厳しさを増していると実感しています。

9月議会で御承認いただき、商工関係者の御協力もいただいて実施しています物価高騰対策、町民1人1万円分の頑張ろう！南部町応援商品券の本日現在の商工会回収率は26%でございました。しかし、この数字には大口利用の予想されるスーパーマーケットからの商品券回収が含まれていない状況であることを勘案すると、町民の生活支援に大きな効果を発揮してると感じています。参加していただく事業者も、これまでの60事業者から75事業者に拡大し、町内経済の循環に寄与してると考えています。まだ利用されていない町民の皆様には、くれぐれもたんすの中にしまい込んで忘れることがないように御利用いただきますようお願いを申し上げます。

次に、災害発生の状況でございますが、9月議会以降の災害はございませんでした。しかし、本格的な冬の季節を迎え、暖房機器や年末年始の準備で火を扱う機会も増えることが予想されます。町民の皆様には、御家族皆さんで火災予防への点検、注意を怠らないようお願いをいたします。中でも、火災原因の一つであるコンセント周りのほこりや、タコ足配線は大掃除に合わせて点検していただきますようお願いいたします。また、ふだん忘れがちな火災警報器、防災無線の電池交換などをしていただきますようお願いをすることでございます。

次に、人口動態について御報告をいたします。9月1日から11月末の間に出生された方は14人、お亡くなりになった方は36人でした。御冥福をお祈りいたしますとともに、誕生された子供たちの健やかな成長を御祈念申し上げます。11月末現在の人口は1万370人でございます。高齢化率は38.33%、11月末現在の今年度の出生者は31人でございます。

本定例会におきまして、令和4年度一般会計補正予算、条例関係など16議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進に必要不可欠なものばかりでございますので、全議案とも御賛同いただき、御承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶いたします。よろしく願いいたします。

午後1時00分開会

- 議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和4年第9回南部町議会定例会を開会いたします。
- 直ちに本日の会議を開きます。
- 

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。
- 9番、仲田司朗君、10番、板井隆君。
- 

日程第2 会期の決定

- 議長（景山 浩君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。今期定例会の会期は、13日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、13日間と決定いたしました。
- 

日程第3 議事日程の宣告

- 議長（景山 浩君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。
- 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 

日程第4 諸般の報告

- 議長（景山 浩君） 日程第4、諸般の報告を行います。
- 初めに、議長から報告いたします。
- まず、町村議会議長会関係の報告を行います。
- 最初に、去る10月18日に日南町において開催されました西部町村議会議長会臨時総会並びに連絡会について報告いたします。
- 当日の議題は、令和5年度事業計画案並びに歳入歳出488万3,000円の予算案の審査及び全国大会日程の確認、県議会役員会において審議予定となっている役員選出基準に関する西部議長会の方針取りまとめ、そして飼料価格高騰対策を求める意見書の国への提出などについて

審議いたしました。事業計画案、予算案については、全会一致で可決しております。

次に、11月8日に衆議院議員会館において開催されました中国横断自動車道岡山米子線整備促進総決起大会及び翌9日にNHKホールにおいて開催されました第66回町村議会議長会全国大会について報告いたします。

岡山米子道4車線化の総決起大会では、鳥取、岡山両県内の整備の状況や今後の計画の説明の後、今回は特に経済界から整備促進の必要性についての意見発表などもあり、参加された国会議員、国土交通省の皆さんに対し、早期の整備完了を強く要望いたしました。

翌日の町村議会議長会全国大会では、都市と農山漁村が共生する持続可能な社会を確立するため、真の地方創生と地方分権を実現するとともに、議会の機能強化や多様な人材の議会への参画、そして地方交付税等の一般財源総額の確保・充実等を求める宣言並びに地方議会の位置づけを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現などの決議、そして25項目に及ぶ予算編成及び施策に関する要望、さらには9項目の地区要望を行いました。

大会終了後には、元外務省官僚で、現在、外交政策研究所所長をお務めになっておられます宮家邦彦氏による「最新の国際情勢と日本経済に与える影響」と題した講演があり、ウクライナ情勢やアジア情勢について大変興味深いお話を伺いました。

続いて、西部広域行政管理組合関係の報告を行います。

最初に、10月24日に開催されましたごみ処理施設等調査特別委員会について報告いたします。

当日の協議事項は、用地選定委員会の結果について、これまで実施した先進地視察の実績報告について、そして未来につなぐ新しいごみ処理施設提案窓口の提案状況についての3項目でありました。

まず、最初の用地選定委員会の結果については、第6回、第7回の委員会において候補地評価基準に基づき5か所の中間処理施設と7か所の最終処分場の一次及び二次評価を行った結果、上位の評価点に大きな差がなかったこと、そしてそのため中間処理施設では尾高・日下と彦名の2か所、最終処分場では新山・陰田の追加配置案と尾高・日下の追加配置案の2か所がそれぞれ最終候補地調査の対象となり、最終評価を経て令和5年3月末には候補地が決定される予定である旨、報告がございました。

2番目の項目である先進地視察の報告では、4か所のごみ焼却施設と2か所の最終処分場を視察し、余熱発電やバイオガス発電、熱供給や防災拠点としての活用などの運用事例の報告がありました。

3 番目のごみ処理施設に関する提案の状況報告では、9 件の提案、17 件の問合せがあり、メタン化や加水分解システム、ガス化溶融方式などの技術的な案件が中心との中間報告となっております。

次に、11月28日に開催されました定例会について報告いたします。

このたびの定例会には、ごみ処理施設用地の取得に関して、最終候補地が増えたことにより増加する生物調査や風向・風量調査、河川流量等の現地調査に要する費用を主とした1,330万円余りの補正予算、契約金額1億7,300万円余の大山消防署の建築工事契約締結の議会議決、歳入歳出ともに50億2,254万6,000円の令和3年度一般会計決算の3議案が提案されました。前2議案については全会一致で可決、令和3年度決算については決算審査特別委員会に審査付託されました。

以上、議長からの報告の報告は終わります。

各報告案件の資料は事務局において閲覧に供しておりますので、詳細については資料を御覧ください。

続いて、議員からの報告を受けます。

まず、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会視察研修についての報告を受けます。

2番、加藤学君。

○南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員（加藤 学君） 2番、加藤学です。11月10日、

11日、南部町・伯耆町清掃施設管理組合で、愛知県名古屋市の中部リサイクル株式会社へ視察研修へ行きました。

南部町・伯耆町清掃施設管理組合が管理しているクリーンセンターでごみを燃やしたときに最終的に残る焼却灰を最終処理を依頼している会社は、三重県にある三重中央開発株式会社と中部リサイクル株式会社の2社です。

三重の三重中央開発株式会社は焼却灰を埋立処理をしていますが、今回は新型コロナの関係で視察を受け入れられないということで、今回は行きませんでした。

一方の中部リサイクル株式会社は、焼却灰を還元溶融技術を使って処理しています。焼却灰の中から金、銀、プラチナ、銅、亜鉛、鉛などの金属を回収した後にさらに塩を除去し、最終的には溶融還元石にして全く何も残らないという技術を持っている会社です。ごみの埋立処分場が必要のないという技術ですけれども、コストの関係で現在、焼却灰を全て処理するということができないというのが現状です。ごみの処理を考えた場合、将来的にはコストの面だけではなく、こういった技術の必要性があるのではないかとということを考えさせられた次第です。以上です。

○議長（景山 浩君） 続いて、南部箕蚊屋広域連合議会地方行政調査について報告を受けます。

13番、真壁容子君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（真壁 容子君） 南部箕蚊屋広域連合議会の行政調査について報告をいたします。

行政調査は11月の17日、18日の2日間の日程で実施され、福井県で開催された「第4回地域共生社会推進全国サミット in つるが」に参加しました。このサミットは、地域共生社会の実現に向け、地域福祉やまちづくりを推進する関係者等によるパネルディスカッション等を通じて地域共生社会への理解を深め、その取組を推進する目的で毎年開催されています。

1日目の基調講演では、内閣官房全世代型社会保障構築本部総括事務局長の山崎史郎氏が「人口減少と地域共生社会」について講演されました。人口減少については普遍的な子供政策の重要性を、地域共生社会については、つながり、つなぎ、寄り添う伴走型相談支援、その人の課題に丸ごと対応する包括的支援体制、受け止め、共に支え合う地域社会づくりの必要性についてお話しされました。

続いてのパネルディスカッションでは、SDGsと地域共生社会について討論があり、多様な人や組織の力の重なりによる共創の場づくりや多様な働きが認められ、一人一人が活躍できる地域づくりなどについて意見が出ていました。

敦賀市の事例発表では、認知症の早期発見から支援につなげる取組として、福井銀行のサポートガイドラインの策定や、敦賀市認知症疾患医療センターとの連携ネットワーク協定について紹介がありました。

2日目は、「認知症にやさしいまちづくり」をテーマとした分科会に参加しました。地元の敦賀温泉病院からは、小・中学校や企業に向けた認知症サポーター養成の取組について紹介がありました。また、公益社団法人認知症の人と家族の会からは、認知症の当事者である本人、家族への理解と社会的支援を求める活動等の紹介があり、本人を巻き込んで住みやすい環境づくりをすることが重要であるなどの話がありました。

ここで私の感想を2点述べさせていただきます。まず、1日目の基調講演、山崎史郎氏、厚生労働省から参った方の「人口減少と地域共生社会」の話では、話のほとんどが人口減少で、その原因がどこにあるかというような厚生労働省の話はなく、介護保険についての言及も少ないようでした。何に視点を置かれたかという点、こども保険の創設と言われるように、普遍的な子供政策について言及されていたのが非常に印象的でした。これから厚生労働省は介護保険をどうするつもりなのかなという印象を持ちました。

2日目の「認知症にやさしいまちづくり」では、そこに参加されていた認知症の人と家族の会、この代表者の発言が、介護を取り巻く周辺の方々の思いを伝え、現状の問題点を指摘されていたのが非常に印象的でした。地域共生で、地域の方は本当に支え合い、頑張っているということがよく伝わってきました。反面、政府の厚生労働省は、今後、介護保険をどのようにしようとしているのか明快なものが聞けなかったというのが非常に残念だと思い、帰ってまいりました。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、後期高齢者医療広域連合議会の定例会について報告を受けます。

11番、細田元教君。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（細田 元教君） 11番、細田でございます。それでは、報告させていただきます。

去る11月11日に湯梨浜で、鳥取県後期高齢者医療広域連合第2回定例会がございました。その中身の概要とそれぞれの議案について簡単に御説明させていただきます。

この広域連合ですが、平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度も本年で15年目を迎えました。この間、当広域連合の被保険者数は、制度開始当初約8万4,000人から、昨年度末では約9万2,000人となり、医療給付費も当初約560億円から、約800億円の規模となっています。今後、団塊の世代が次々と75歳以上となり始めることにより、医療給付費はさらに増加していくことが見込まれます。

人生100年時代を見据えた高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業をはじめとする高齢者保健事業につきましては、長引くコロナ禍の影響がある中、市町村をはじめ、関係機関において大変御尽力をいただいております、深く敬意と感謝の意を表す次第です。引き続き高齢者の健康増進と健康寿命の延伸の実現に向け、積極的に取り組んでまいります。

また、本年10月1日から一定以上の所得がある方に対して医療費の窓口2割負担が導入されるなど、後期高齢者医療を取り巻く環境は大きく変わっていきます。当広域連合といたしましても、保険制度の見直しの内容について、被保険者や医療関係者への丁寧な周知や広報に努めるとともに、高齢者の皆様の健康の保持に向けた多様な課題への対応やきめ細やかな支援について、県及び関係機関との協力や市町村との連携を図り、引き続き医療費の適正化や高齢者保健事業を積極的に取り組み、安定した制度運営に努めてまいりますという大きな中身の概要でございます。

それでは、議案第6号から12号まで説明させていただきます。

議案第6号は、専決処分でございますが、令和3年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及び承認についてです。これは、令和3年

度に実施された会計検査において、平成28年度に交付された財政調整交付金の経費の一部が交付対象外となったことに伴い、国に65万円返納する必要が生じたので、財源として積み立てる予定とした医療給付費準備基金を減額したものでございます。

それと、議案第7号は、令和4年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及び承認についてでございます。これは、令和3年度の療養給付費等が確定し、社会保険診療報酬支払基金より交付を受けた後期高齢者交付金が療養の給付に要した確定費用より多かったため、3億9,530万4,000円を返納するものでございます。

議案第8号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員に関する条例の一部改正についての専決処分の報告及び承認についてです。これは令和3年度の人事院勧告に基づいた県内地方公共団体の会計年度任用職員の期末手当の支給割合の引下げを鑑み、当広域連合における年間の支給割合を0.15か月分引き下げることとした条例の一部改正のものでございます。

議案第9号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員に関する条例の一部改正についての専決処分の報告及び承認についてでございます。これは年金制度の機能強化のための国民年金等の一部を改正する法律により、地方公務員等共済組合法の一部が改正され、被用者保険の適用対象者である会計年度任用職員が地方公務員共済組合に加入することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号及び第11号は、第10号については、令和3年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第11号は、令和3年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

一般会計では、広域連合組織運営のための予算であり、歳入総額5,377万8,000円、歳出総額5,204万1,000円となっており、差引き額173万7,000円で実質収支となっております。

特別会計では、歳入総額867億8,273万9,000円に対し、歳出総額が844億2,060万4,000円で、差引き額23億6,213万5,000円の実質収支となっております。

最後に、議案第12号につきましては、令和4年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）です。これは、歳入歳出それぞれ19億5,628万2,000円を増額し、歳入歳出総額を859億304万2,000円とするものです。

この補正の内容は、令和3年度の市町村負担金、国、県負担金の精算に伴う追加納付金及び返

還金をそれぞれ歳入歳出予算に計上し、これに伴い財源を組み替え、医療給付費準備基金を増額するとともに、新型コロナウイルスの影響による傷病手当の増額、高額療養費配慮措置口座登録勸奨業務及び医療費通知作成業務に係る委託費用について、物価高騰などの影響により増額するものです。

それぞれについて、承認については承認、決算については認定、補正予算についてはそれぞれ全会一致で可決されたことを御報告いたします。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 次に、議会改革調査特別委員会の活動報告を受けます。

7番、白川立真君。

○議会改革調査特別委員会副委員長（白川 立真君） 報告いたします。議会改革調査特別委員会では町民の皆様の声をいかにして集めるかなど、幾つかのテーマがあります。そのテーマの一つとして本議会や各委員会の効率化、いわゆるスマート化があります。私たちは1年を通して多くの紙媒体を使用するわけですが、タブレットなどの端末を導入した際、どれだけのペーパーレスに資することになるのか、またどんなメリットがあるのかというテーマを持って、10月31日、全委員で大山町議会へ、11月16日、議長、委員長、私、副委員長が代表して日南町議会へ研修に行きました。

両町議会で共通して言われたことは、今、議会運営用につくられたソフト、例えばSide Booksなど、そのような誰でも手軽に扱えるソフトがあるということ、そしてこれらのソフトは過去に遡りながら、膨大な情報の中から知りたい情報を簡単に引き出し、議会運営の効率化に資するという、さらには事務局や議員間の情報共有、また、災害時などのリモート会議など、様々な使い方ができることを研修いたしました。例えるなら、防災というキーワードを打てば、過年度まで遡り、防災という言葉に関連した情報が簡単に引き出せるようなものでございます。このような情報管理ができれば、一般質問や各委員会、本議会においても大きなメリットではと考えております。大山町議会、米本議長は、まずは慣れることですよとおっしゃっていました。私たちもこのたびの研修を前向きに捉えていきたいと感じております。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、JIAM町村議会議員研修への参加報告並びに鳥取県町村議会議員研修会について報告を受けます。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。去る11月の1日、2日で、滋賀県大津市の全国市町村文化研修所、通称JIAMで「議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～」の研修会に参加しましたので、報告をさせていただきます。

初日は、早稲田大学マニフェスト研究所事務局長の中村健氏による「「議会改革度調査」から見る地方議会」と題し、2日間の研修の心構えについての話がありました。

最初に、あなたが議員になった動機、議員になった後、あなたが問題視、課題として考えていたことは解決に向けて進んでいるのか。町の課題解決や未来のことは議会が決めていることをあなたは認識していますかと問われました。この研修会ではそれを問いながら2日間を過ごすようにと叱咤されたところです。

これからは議会力の差で地域の差が生まれる。そんな中、「「議会活性化への取組み」～住民から期待される議会を目指して～」と題し、徳島県那賀町議会議員、柏木岳氏の講演がありました。

議会改革の取組として、平成25年の改選時に無投票であったことから、議員報酬の検討をされました。当選当時の年齢が35歳以下であれば任期中の報酬額を月額30万円とするということを議会で決め、提案をしましたが、報酬等審議会で反対意見の答申を受け、断念をされたというところから、議会改革を前向きに進めていこうということで、議員間研修の開催、議案、行政課題などの議員間の自由討議の導入、住民との意見交換会、これについては、団体等は特に意見交換でテーマを絞り、年間で15件を今年で8年間続けているとのことでした。

また、町政における課題を解決するため、必要な条例案や議案の修正及び決議等により町の政策などに反映をさせていく、また、若者へのアンケート調査、そしてICTの活用ではタブレットの導入やパワーポイントを使った一般質問等、上げれば切りがないほどの改革を実行しておられました。改革によって町民から信頼される議会へと努めていくことを議会議員が一丸となって進めているとのことでした。

次に、茨城県取手市議会事務局次長、岩崎弘宜氏による「住民参加・情報公開を進める取組」と題しての講演がありました。

内容は、ICT・AIを駆使し、議会と事務局が一体となって新しい民主主義の構想に向けておられました。市議会の議会事務局員は15人であるため、それ相応の改革は進めることができたが、ICTの活用をきっかけに今までの議会改革では切り開けなかった場所、人にも可能性を生み出すことができたとの講演でありました。

最後に、早稲田大学名誉教授で、元三重県知事で、地方分権の旗手として活動、また、今では常識となった選挙時に住民に約束をするマニフェストを提言された北川正恭氏の「善政競争で議会改革を！」と題しての講演がありました。善政競争とは政策本位の政治、生活者起点の政策の推進を目的に据えて、優れた取組が広く知られ、お互いに争うようにまちづくりを進めるという

ことでした。

2000年の地方分権一括法が施行されてから自己決定、自己責任が強いられた。執行部は独自性によって提案をするが、議会は民意を反映する機関であり、提言をすることで新たなまちづくりができる合議制の対等協力機関である。議員活動から議会活動（チーム議会）に変えることが議会改革である。議会改革は議会の納得だけでなく、民意を反映し、多様な意見を反映し、住民へ説得をしなければならない。他市町村の議会改革での先進事例のまねは大いに結構。そこからあなたたち独自の議会改革を進めていただきたいとのことでした。

ちなみに、北川先生が所長である早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革調査部会の全国都道府県議会、市町村議会、1,788の議会事務局からのアンケートをいただき、その調査によって点数で表しているところがあります。2021年議会改革度ランキングで、南部町は53位となっております。今後も南部町議会チームで住民との共有を目指した議会にならないと感じております。

以上、「議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～」の研修会の報告とさせていただきます。

続いて、去る11月21日に三朝町総合文化ホールにおいて、鳥取県町村議会議員研修会が開催されましたので、報告をさせていただきます。

最初に、元全国都道府県議長会事務局次長で議事調査部長の内田一夫氏による「議員のコンプライアンスについて」と題しての講演がありました。議員のコンプライアンスとは、まず所属する議会の信頼が守られることである。議員に雇用関係は生じないが、強いて言えば住民が雇用主である。議会活動、議員活動、私的な活動にわたり、それぞれの活動発言で遵守すべきルールを自覚しながら、住民の負託に応え、結果、議員という職業に対する信頼度を高めることが必要になる。その際、議員の活動原理に、基本は公正公平であり、全体の奉仕者として大局的な立場で結論を導き出すことが必要であるとのことでした。議場内での発言やハラスメントの防止策として、必要であれば自分たちで自分たちのルールを決める倫理条例等を定めることも意義があるとの内容でありました。

続いて、「防災・減災と議会の役割について」と題し、国内外において災害が発生すると、様々なメディアでのコメンテーターとして活躍されている山村武彦氏の講演でありました。山村先生は、災害で得た教訓として、災害で何が起きるか想像力を養う。そして、災害時には日常から非常に緊急スイッチを切り替える。そして、逃げず、ひるまず、諦めないこと。全ては命が優先で初動タイミングを失しない。高齢化社会においては、お互いに近くで助け合う互近助（近くに

住む住民同士の助け) ですが、この力が大切である。

講演からちょっと離れますが、南部町では10月30日に地震対応の防災訓練が行われました。過去の災害から県内では初で大木屋地区と日南町菅沢への広域避難訓練が行われております。広域での互近助、防災組織が確立されたのではないかなというふうに私は思っております。

議会に求められる役割は、犠牲者ゼロ、逃げ遅れゼロ、3、災害関連死ゼロ、互近助、防災組織の全地域結成完了を目指すための普遍的防災数値を決議し、住民と共有し、具体策を推進する。災害のないときに備えることが防災であり、住民は、自分だけは死なないと思っている。この変革が必要であるとの講演でありました。私たち議会も何ができるのか、何かをしなくてはと思わせる講演でありました。

以上、鳥取県町村議会議員研修会の報告とさせていただきます。

○議長(景山 浩君) 以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第5 議案第72号 から 日程第20 議案第87号

○議長(景山 浩君) お諮りいたします。この際、日程第5、議案第72号、公の施設の指定管理者の指定についてから、日程第20、議案第87号、町道路線の認定についてまでを一括して提案説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第72号から日程第20、議案第87号までを一括して提案説明といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長(陶山 清孝君) それでは、議案第72号から76号まで、公の施設の指定管理者の指定についてから御提案させていただきます。この指定管理については、11月10日に指定管理候補者選定委員会を開催して審査をいただき、このたび議案として上程させていただくものでございます。

まず、議案第72号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、レストハウス・バーベキューハウス。指定管理者となる団体は、鴨部まこも遊友会。指定の期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

続きまして、議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町森林総合利用促進施設、いわゆる森林公園でございます。指定管理者となる団体は、南さいはく地域振興協議会。指定の期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

続きまして、議案第74号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町立東西町コミュニティセンター。指定管理者となる団体は、東西町地域振興協議会。指定の期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

続いて、議案第75号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町賀野地域交流拠点施設。指定管理者となる団体は、あいみ富有の里地域振興協議会。指定の期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

続きまして、議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町民体育館。指定管理者となる団体は、特定非営利活動法人南部町総合型地域スポーツクラブ。指定の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

以上、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。そうしますと、一般会計補正予算（第6号）を御提案させていただきたいと思っております。予算書のほうで見ていただけたらと思っております。

.....  
議案第77号

令和4年度南部町一般会計補正予算（第6号）

令和4年度南部町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129,556千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,250,078千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年12月 9日

提出 南部町長 陶山清孝

令和4年12月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....  
そういたしますと、4ページをお願いします。第2表の債務負担行為補正でございます。1、追加についてでございます。まず、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為、いわゆるゼロ債でございます。これについては、期間は令和5年度。限度額は、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額といたします。

次に、南部町広報誌印刷製本業務。期間は令和4年度から令和5年度。限度額320万1,000円。

次からの5件につきましては、全て指定管理に係るものでございます。南部町レストハウス・バーベキューハウス指定管理料は、令和5年度から令和6年度までの2年間。限度額は169万6,000円。南部町森林総合利用促進施設指定管理料は、令和5年度から令和7年度までの3年間。限度額1,320万円。南部町立東西町コミュニティセンター指定管理料は、令和5年度から令和7年度までの3年間。限度額は351万円。南部町民体育館指定管理料は、令和5年度から令和9年度までの5年間。限度額は2,000万円。南部町賀野地域交流拠点施設指定管理料は、令和5年度から令和7年度までの3年間。限度額は246万9,000円。限度額合計いたしまして、4,407万6,000円をお願いするものでございます。

続いて、5ページをお願いします。第3表、地方債補正でございます。1、変更でございます。

起債の目的は、広域基幹林道整備事業。限度額を1,140万円へ変更いたします。起債の方法、利率、償還の方法については、従前のおりでございます。

それでは、まず歳出予算から主なものを御説明いたします。9ページをお願いします。人件費に関するものにつきましては、後ほど給与費明細書にて御説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、電気代等の高騰による需用費の増額によるもの、それから各種過年度の補助金の額が確定したことによる償還金の増額、国の二次補正による出産・子育て応援交付金事業などを含んでおります。

まず、2款総務費、1項総務管理費、4目CATV管理事業でございます。640万円増額し、6,765万9,000円とするものでございます。これは電柱等の支障移転が増加いたします。これに伴います増額となります。

7目財産管理費は422万円増額し、2億1,965万7,000円といたします。これにつきましては主に電算管理事務費でのパソコンの購入に係る経費となります。

8目基金管理事業は2,065万5,000円増額し、1億3,812万8,000円とするものです。これはがんばれふるさと寄付金の寄附額の増額によりまして、事業に要する返礼品に係る経費の不足見込額などの増額をお願いするものでございます。

続いて、9目企画費でございます。1,291万4,000円減額し、5億6,285万9,000円といたします。これは当初予算でお願いしておりましたクラウド型被災者支援システム活用事業、これを国、県の動向を見ながら効率的に実施するため来年度の事業実施とし、予算を減額するものでございます。

10ページをお願いします。10目地域自治振興費は140万1,000円増額し、8,138万円といたします。これにつきましては地域の安心まちづくり事業といたしまして、各集落からの事業計画により集落が実施する事業への補助の要望が予定より多くなる見込みであるということからの増額となります。

13目諸費でございます。3,487万8,000円を増額し、4,347万3,000円といたします。これは記載しております各事業での事業実績による補助金の額が確定したため、償還金を計上しております。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、1,332万4,000円増額の5億1,896万5,000円となります。これにつきましては燃料費高騰によりまして、いこい荘としあわせの維持管理経費が増大するため、予算の増をお願いするものでございます。

2目障がい者福祉費は、2,021万5,000円増額の4億2,726万5,000円とな

ります。自立支援介護給付事業でサービスの利用が増えており、予算が不足すると見込まれますので、所要額の増額をお願いするものでございます。

11ページをお願いします。2項児童福祉費、2目児童措置費は、302万3,000円増額の6,013万円といたします。児童措置事務費につきましては、転入者の増加により広域入所が増えたことによる委託料の増となります。

5目保育園費は、247万5,000円増額の5億3,313万5,000円といたします。これは電気代等の高騰によりまして光熱水費が不足するため、所要の額を増額するものでございます。

7目子育て支援費は502万9,000円増額し、6,002万5,000円といたします。これは国の第二次補正によりまして、妊娠から出産、子育てまでの一貫した伴走型の支援としまして、妊娠と出産の届出に併せましてそれぞれ5万円を支給するものです。なお、今年の4月以降の出産が対象となっております。

3項生活保護費、2目扶助費は900万円増額し、8,400万円といたします。これにつきましては新規の申請によります保護世帯の増加と被保護者の医療費の増加に伴う所要額の増額となります。

12ページをお願いします。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業総務費でございます。580万円増額し、1億6,443万円といたします。これは農業集落排水事業特別会計におきまして、電気料金の高騰と施設修繕料の増額によりまして一般会計からの繰出金が増額となるものでございます。

13ページをお願いします。2項林業費、2目林業振興費は、225万円増額の4,837万2,000円といたします。これにつきましては広域基幹林道行者山線の国の補正によりまして事業費の追加になりました。それに伴いまして町の負担額の増額をお願いするものでございます。

14ページをお願いします。7款土木費、6項下水道費、1目公共下水道費は、341万5,000円増額の7,633万7,000円といたします。これも電気料金の高騰によりまして公共下水道事業特別会計への繰り出しを行うものでございます。

続いて、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費は、449万9,000円増額の7,476万9,000円といたします。これも電気料金の高騰分の増額と、西伯小学校の校庭がインシンの被害に遭いましたので、それを復旧するための増額ということになります。

3項中学校費、1目学校管理費は、390万5,000円増額の6,583万5,000円となります。これにつきましても電気代の高騰分、それと併せて来年度、特別支援学級新設に向け

まして、環境を整えるための経費を予算化するものでございます。

次に、歳入の予算を御説明いたします。7ページをお願いします。主なものについて説明をいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございます。826万1,000円増額し、4億4,147万8,000円とするものです。これは子どものための教育保育給付費負担金については、歳出側の広域入所の増に伴う国の負担分の増額、生活保護費負担金についても歳出側の生活保護費の国の負担分の増ということになります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、4,815万6,000円増額の3億9,885万5,000円となります。これにつきましては既に予算化をしています生活支援・地域活性化事業、いわゆる商品券配りましたけども、その部分とインフルエンザワクチン接種事業へこの新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を充当させていただくものでございます。

2目民生費国庫補助金は、329万3,000円の増額の1億5,070万2,000円となります。これにつきましては歳出側の出産・子育て応援交付金に充当するものでございます。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金でございます。1,531万7,000円を増額し、1億760万9,000円とするものです。これは歳出予算、重度訪問介護等利用促進支援事業補助金といたしまして、自立支援介護給付事業に充当するものと、それと子どものための教育・保育給付費等の県の補助金分ということになります。

8ページをお願いします。17款寄附金、1項寄附金、2目ががんばれふるさと寄付金は2,065万5,000円増額し、9,265万5,000円となります。これにつきましてはがんばれふるさと寄付金の増加の見込みによるものでございます。

21款町債、1項町債、3目農林水産業債は200万円増額し、3,410万円といたします。これは先ほど冒頭、第3表、地方債補正の変更で御提案をいたしました広域基幹林道整備事業への起債分ということになります。

次に、16ページを御覧ください。給与費の明細書をつけております。一般職の給与費についてでございます。(1)の総括です。比較を御覧ください。職員手当が30万円の増となります。これは次の17ページの中ほどのイの会計年度任用職員の職員手当の増によるものです。これにつきましてはデジタル推進課の会計年度職員ということになります。下段には内容を記載しておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

18ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末現在高見込額は、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせまして、63億7,201万7,000円となる見込みでござ

います。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） ここで休憩を入れたと思います。再開は2時25分といたします。

午後2時06分休憩

午後2時25分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。それでは、国民健康保険をさせていただきます。補正予算書で御説明します。1ページを御覧ください。

議案第78号

令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ342千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,297,042千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年12月 9日

提出 南部町長 陶山清孝

令和4年12月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

それでは、債務負担行為から御説明します。3ページを御覧ください。第2表、債務負担行為。事項は、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要

の生じるものについての支出負担行為です。期間は令和5年度です。限度額は、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額です。

続きまして、歳出を御説明します。今回の補正は、システム改修と電気料金高騰に伴う増額の補正をお願いするものです。

5ページの中段を御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費16万5,000円増額し、789万7,000円とするものです。

6款保健事業費、2項保健事業費、2目健康施設管理費です。17万7,000円増額し、1,418万2,000円とするものです。

次に、歳入について御説明します。5款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金、こちら16万5,000円増額し、10億195万9,000円とするものです。（発言する者あり）

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後2時28分休憩

午後2時29分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 失礼しました。10億212万4,000円とするものです。

続きまして、8款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金になります。17万7,000円増額し、9,786万5,000円とするものです。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の補正について御説明いたします。補正予算書で説明させていただきます。1ページを御覧ください。

議案第79号

令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度南部町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和4年12月 9日

提出 南部町長 陶山清孝

令和4年12月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

それでは、債務負担行為の説明をします。2ページを御覧ください。第1表、債務負担行為。事項は、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為です。期間は令和5年度です。限度額は、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額です。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。それでは、私のほうからは、農業集落排水事業特別会計の補正予算について御説明したいと思います。補正予算書のほうで説明したいと思います。1ページを御覧ください。

.....

議案第80号

令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度南部町の農業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,818千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238,997千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年12月 9日

提出 南部町長 陶山清孝

令和4年12月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

-----  
今回の補正は、電気料金高騰に伴います光熱水費及び施設修繕費の増額と、人件費の補正をお願いするものでございます。

それでは、まず債務負担行為から御説明します。3ページ目を御覧ください。第2表、債務負担行為。事項は、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為です。期間は令和5年度で、限度額は、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額といたします。

次に、歳出から御説明します。5ページの下段を御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6万円増額し、1,490万2,000円とするものです。

2目維持管理費は575万8,000円増額し、7,198万9,000円とするものです。

次に、歳入について御説明します。4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金580万円増額し、1億702万1,000円とするものです。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1万8,000円増額し、1万8,000円とするものです。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、浄化槽整備事業特別会計の補正予算について御説明いたします。補正予算書の1ページをお願いします。

-----  
議案第81号

令和4年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度南部町の浄化槽整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,846千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間

及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年12月 9日

提出 南部町長 陶山清孝

令和4年12月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

-----  
今回の補正は、電気料金高騰に伴います増額をお願いするものでございます。

それでは、債務負担行為から御説明いたします。3ページをお願いします。第2表、債務負担行為。事項は、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為です。期間は令和5年度で、限度額は、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額といたします。

次に、歳出から御説明します。5ページの下段を御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費13万7,000円を増額し、4,249万8,000円とするものです。

3項小規模集合施設管理費、1目小規模集合施設管理費は10万9,000円を増額し、106万1,000円とするものです。

次に、歳入について御説明いたします。4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金24万6,000円増額し、3,566万6,000円とするものです。

以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いします。

続きまして、公共下水道事業特別会計の補正予算について御説明いたします。補正予算書の1ページをお願いします。

-----  
議案第82号

令和4年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度南部町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,458千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175,566千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年12月 9日

提出 南部町長 陶山清孝

令和4年12月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

今回の補正は、電気料金高騰に伴います増額と、人件費の補正をお願いするものでございます。それでは、債務負担行為から御説明いたします。3ページを御覧ください。第2表、債務負担行為。事項は、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為です。期間は令和5年度で、限度額は、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額といたします。

次に、歳出の説明をいたします。5ページの下段を御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費5万1,000円増額し、1,431万4,000円とするものです。

2目維持管理費は340万7,000円を増額し、6,272万8,000円とするものです。

次に、歳入について御説明いたします。4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金341万5,000円増額し、7,633万7,000円とするものです。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金4万3,000円増額し、4万3,000円とするものです。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。太陽光発電事業特別会計の補正予算を御説明させていただきます。補正予算書で御説明いたします。1ページを御覧ください。

.....

議案第83号

令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度南部町の太陽光発電事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和4年12月 9日

提出 南部町長 陶山清孝

令和4年12月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

それでは、債務負担行為から説明をします。2ページを御覧ください。事項は、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為です。期間は令和5年度です。限度額は、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額とします。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。それでは、水道事業会計の補正予算について御説明をいたします。補正予算書のほうで御説明をいたしますので、1ページを御覧いただきたいというふうに思います。議案第84号、令和4年度南部町水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。第1条、令和4年度南部町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的支出。第2条、令和4年度南部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用1,635万6,000円増額し、2億2,503万円とするものです。内訳は、1項営業費用1,635万6,000円増額し、2億590万9,000円とするものです。今回の補正は、動力費及び修繕費の増額と人件費の補正を行うものでございます。

それでは、補正予算明細書で御説明のほうをしたいと思います。14ページを御覧ください。一番最後のページになります。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費947万円増額し、5,299万8,000円とするものです。これは燃料費高騰による動力費の増加分でございます。

2目配水及び給水費は678万8,000円増額し、2,735万5,000円とするものです。これは施設の漏水等の修繕費の増加です。

4目総係費は9万8,000円増額し、2,444万円とするものです。これは給与改定等に

よりまして人件費が増えた部分でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者です。それでは、私のほうから病院事業会計の補正予算について説明をさせていただきます。別冊の予算書をお開きいただきたいと思います。1ページを御覧いただきたいと思います。議案第85号、令和4年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）。

総則。第1条、令和4年度南部町病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款病院事業収益。病院事業収益につきましては3,582万円を増額し、25億3,448万円とするものであります。内訳は、第1項医業収益793万4,000円を増額し、第2項医業外収益2,788万6,000円を増額するものであります。

次に、支出でありますけども、第1款病院事業費用につきましては、4,325万6,000円を増額し、25億2,905万7,000円とするものであります。内訳は、医業費用の増額でございます。

資本的収入。第3条、予算第4条に定めた本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,013万8,000円は過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。）に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款資本的収入を370万増額し、1億5,993万2,000円とするものでございます。内訳は、第2項企業債の増額でございます。

2ページを御覧いただきたいと思います。債務負担行為でございます。第4条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。事項。翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為でございます。期間は令和5年度。限度額は、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額とします。

次に、企業債でございます。第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的は、施設整備事業でございます。補正後の限度額は370万円。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同様でございます。

次に、今回の補正の概要について説明をさせていただきます。資料の8ページを御覧いただきたいと思っております。最初に、収益的収入及び支出についてでございますけれども、10月からの診療報酬改定で新たに設けられた看護職員処遇改善評価料の算定に伴いまして、入院収益について793万4,000円を増額するとともに、医療外収益のところになりますけれども、4月から9月までの看護職員に対する処遇改善のための県の補助金314万9,000円及びコロナ患者の受入れに対する病床の確保に対する補助金2,473万7,000円を収入として増額するものでございます。

支出につきましては、給与費に上げておりますけれども、今回の人事院勧告を踏まえ、給料表の改定及び勤勉手当の支給割合を引き上げることによる給与費の増、加えまして看護職員の処遇改善のための救急医療機関勤務臨時手当の増額によりまして、給与費を1,324万9,000円増額をお願いするものでございます。

経費のところになりますけれども、光熱水費等の増額に伴いまして、電気料金、ガス、灯油代の高騰に伴いまして3,000万7,000円の増額をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。資本的収入につきましてでございます。これにつきましては昨年度から病院の照明等のLED化に着手しておりますが、今年度の工事費の確定に伴い、企業債を充当することとし、370万円の企業債の増の補正をお願いするものでございます。

そのほか資料のほうには補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー、貸借対照表、給与明細書を記載しておりますので、御確認いただければと思っております。

続きまして、在宅生活支援事業会計補正予算について御説明をさせていただきます。別冊資料の1ページをお願いいたします。議案第86号、令和4年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）でございます。

総則。第1条、令和4年度南部町在宅生活支援事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款在宅生活支援事業収益につきまして795万円を増額し、5,538万6,000円とするものでございます。内訳につきましては、その他収益でございます。

支出につきまして、第1款在宅生活支援事業費用37万3,000円を増額し、4,780万

9,000円とするものでございます。内訳は、第1項訪問看護費用でございます。

補正予算の概要でございますけども、7ページを御覧いただきたいと思っております。今回お願います補正予算の内容ですが、収入につきましては在宅で療養する新型コロナウイルス感染症患者の支援に係る鳥取方式の在宅療養体制整備事業協力金、訪問看護につきまして795万円収入を増額補正するものでございます。

支出につきましては、今回の人事院勧告を踏まえまして勤勉手当の支給割合を引き上げること、あわせまして看護職員等の処遇改善のための救急医療機関勤務臨時手当の増額に関する給与費を37万3,000円増額することをお願いするものでございます。

そのほか資料のほうとして補正予算の実施計画書、予定キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表、給与費明細書をつけておりますので、御確認いただければと思います。

以上、審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、議案第87号、町道路線の認定についてを御説明いたします。

次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは新たに町道として新規路線の認定をお願いするものでございます。路線名、起点及び終点については、議案書に記載のとおりでございます。2路線とも地域住民の大切な供用物として利用されていますので、どうぞ町道認定に御理解をお願いいたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 提案説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑は、会議規則第54条に規定するとおり、疑問点のみについて簡明に行ってください。

なお、会議規則により、意見、要望等は質疑として認められていませんので、御留意ください。

また、個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑をお願いいたします。

議案第72号、公の施設の指定管理者の指定について（レストハウス・バーベキューハウス）、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） レストハウス・バーベキューハウスの指定管理に、審査に当たった議事録が議会に出されておりました。その中で、やり取りの中でいわゆる指定管理期間が2年であることを聞かれて、その回答として先々は公共施設の町の管理からここを譲渡等も考えてい

るというような話も議事録の中に出てきておりました。

そこで町長にお聞きするんですけれども、あとの詳しいことは委員会で審査いたしますので、町長にお聞きしたいのは、各委員の講評の中で今日配られている別紙の2のところでは、人件費が抑えられており、今後、委託先、指定管理者としての公募は厳しいのではないかって指摘されてるわけですよね。このような講評も出ている中で、例えば町とすれば指定管理の施設も含めて今後の管理、公共施設の計画を立てているんだと思うんですけれども、こういうふうになかなか人件費も抑えられているようなところで、経営自体が大変だというところを譲渡していくと、町の管理のためにね。こういうところで見通しがあるんですか。それ聞きたかったんですよ。町長、どう考えてるんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。あるかどうかは私も現時点では市場調査をしておりませんので分かりません。その2年間を使いながら、市場の動向や市場調査を行いながら動向として判断したいと思っております。今のまま放置しますと、これを長寿命化させるかどうかという改修費を設けて大規模な改修を必要とすると思われます。そのようなことをする施設にするのか、それとも市場に委ねるのか、この辺りのところをこの2年間をかけながら検討したいと思っておりますのでございます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 結局、町長とすれば、ここに書かれているようになかなか運営も大変で、ボランティア的な感じで運営しているというところは、恐らくどなたがやられてもこういう結果になるんじゃないかと思うんですけれども、そういうところについては、もう町とすればするつもりはないから、2年後を見ながら、いけなかった場合は公募し、公募がなかった場合には何らかの対応を考えてるというふうに考えとっていいわけですね。そのための2年間だと。町が有効活用していくため、そこについての計画とかそういうのではないっていうことですね。どうなんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。町が直接する、または他の利用に付すということを全く否定するものではありません。御存じのようにレストハウスだとか、あの辺りの周辺の施設は、林産物を有利販売をしたり、林産に、林業に従事する皆さんの所得向上を狙った施設だということは御存じのとおりだと思います。その目的がかなり離れてきています。

しかし、一方で、緑水湖周辺で今、いろいろな提案をいただいているように、環境としてその

環境を利用しながら観光者に地域の景観であったり、特産品をうまく使ったような滞在型の観光に使えるかということは検討してるところでございます。その中で、あれを公共施設として維持するかどうかという判断をこの2年間をもって判断したい。それは市場の中で可能性があるという方が出てくれば、それに委ねてもいいかどうかということをもたまたま議会にお諮りしたいと思えますし、まずは2年間をかけて将来どの方向に導いていくべきなのかを判断させていただきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 板井議員、よろしいですか。

○議員（10番 板井 隆君） 一緒でした。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進めます。

議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町森林総合利用促進施設（森林公園））です。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1点です。これも委員会で審査するんですけど、その前に町長に聞いておきたいことがあります。

これは別紙の2に各委員の声の中で、緑水湖周辺施設の連携組織を立ち上げ、利用促進を図るなど工夫がなされている。次、行政がやるべきことを委託業者、指定管理者に任せている部分があるのではないかと、こういう講評が出てるんですけども、町長はこの行政がやるべきことを委託業者に任せてる部分もあるのではないかと委員の講評に対してどのような感想をお持ちですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。先ほどから出てますように、この森林公園にしても林産物の有利販売であったり、森林事業者の活躍の場の提供ということで公共の公の施設として税を投下した過去がございます。

今後の中で、町がそのような気持ちを持って地域の林業の発展、さらにはこれから観光としてその地域が利用できるのかということが問われてるんだらうと思ってます。したがって、広報であったり地域の維持管理、さらには将来にわたってのこの地域の計画等に対して、議会でも御指摘があったように、その将来性や計画性、そういうものをしっかり見極めた中で指定管理をしていくという御意見をいただいたものという具合に町長としては認識してるところです。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないようですので、進みます。

議案第74号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立東西町コミュニティセンター）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第75号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町賀野地域交流拠点施設）、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これも指定管理の議事録を見させていただいたときに、どれぐらいの利用があるかというところで、いわゆるこれ建てるときのそもそもの目的が、一番広いところがテナントに貸し出して、その賃貸を頂くというような内容であったと思うんですけども、実際お金をもらって1年に10件もない。7件か6件でしたね、たしか、なんですね。ここでもテナント中心の施設という感は否めないというふうに書かれているわけですよ。こういう指摘のある中で、今後同じようなやり方をしとってはいけないのではないかなと思うんですけども、町長はこの点、こういう指摘に対してどのようにすべきだと考えていらっしゃいますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。ここは地方創生の拠点として、サテライト施設として整備したところでございますので、賀野地域を中心にした地域の活力を維持するために外部から若者がここで活躍する、そういう意図を持って造った施設だと認識しています。その効果が不十分だという指摘だろうと思いますので、今後をかねまして指定管理者、さらには中心になっていきます企画政策課を中心とした行政も中に入って、今後の在り方等を検討していく必要があると思っています。

一方で、非常に縁側販売は大変活気を持って取り入れていただいております。農産物の販売等、非常に好調であるということも認識しておりますので、計画の中で振興協議会と相談しながら、どういう方向を伸ばしていくのか、この方向を、最初の計画等をこだわることなく、もっと有効に使える方向があれば長所を伸ばしていくという方向でいきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民体育

館)、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 質疑なしと認めます。

議案第77号、令和4年度南部町一般会計補正予算(第6号)、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 何点かあり、細かいことは委員会で聞きますので、なるべく町長、教育長にお答え願いたいと思います。

まず、1点目は、予算書でいいますと、一番大きい金額を上げますと、10ページの社会福祉総務費、福祉センター管理事業委託料、これは2つの福祉センターで光熱水費1,198万8,000円が足りなくなったという件です。

今回の補正予算の中にはどこも全て、特別会計も病院会計も含めて光熱水費の高騰による影響が金額として出てきているわけです。これについて委員会でもどれぐらいの影響あったのかということと、今後、どのような管理方法することが一番いいのかということについても一緒に考えていきたいというふうに思っておりますので、資料を出していただきたいんですよ。

一つは、この資料と、この説明書、ちょっと分かりにくいので、今回光熱水費が一体どれだけかかって、この予算の中のどれぐらい占めているのかということを出していただきたい。抜き出してほしいということです。抜き出してほしいのと、それぞれとだんだんエネルギーとの関係ですよ。金額が安いからだんだんエネルギーにしているところありますよね。ところが、そこも全部高騰してるわけですよ。それらがどのような影響を持ってきたのかということを知りたいので、そういうのを委員会に出してくれないかということと、どなたが説明してくれるのかということ。これ各課に分かれてるので、一つ一つ課長に聞いてもらちが明かんですわ。それできたら総務課がまとめてそのことを報告していただきたいと思うのですが、報告と説明と資料の提供をいただきたいと思うのですが、どうかというのが1点です。

次、2点目、その上の9ページになるんです。ちょっと続くようで申し訳ないんですけども、クラウド型被災者支援システム1,291万4,000円の全額がマイナス補正になっているんですよ。これ中で読んでたら、令和5年度に基幹システムの切替えがあるので、譲りたいと言ったんですよ。ところが、この予算審査するときに、御存じだと思いますが、議員の中から賛成討論の一つとして、これに、このクラウド事業に、システムに非常に期待してるって声もあったわけですよ。そういうのを賛成討論に出たという、言ってみれば大きな事業の一つだったわけですよ。それがこんなふうに例えば令和5年に基幹システムの変更があって町にのるので、見送りを

いですよってというのは何とも見通しのない結果になっちゃった。見通しのないというか、あり得ることだと思うんです。そういうことが事前に分からなかったのかなと率直に思ったんですよ。その点についてどうお考えなのかということ、委員会でも言いますけど、町長、どう思いますかということですよ。

それと、次の点は、10ページの障がい者福祉費、自立支援介護給付事業扶助費が今回2,021万5,000円計上されて、総額はここでは障がい者福祉費で全部載ってるから3億幾らになるわけですよ。何回も言っておりますが、これも委員会で聞くんですけども、町長、町はここ何年間の間にこの自立支援事業の給付事業というのを補正予算ごとに上積みしてきているわけですよ。それは障がい者福祉が前へ進むということは歓迎していくべきことだと思うんですけども、それにしても補正予算の中で毎回毎回上がってくるということは、その見通しと需要と供給の点で、どういうことが起こった、どういう事態があるからこういうふうが増えてきているのだから分かるということが私たちに求められてくるわけです。なぜかという予算を審査しないとけないもんですからね。

そういう意味でいえば、ここ何年間かの、3月議会になったら忙しいので、12月議会、この機会にここ何年間の間に上がってきた分と、これだけ利用者が増えてくる背景ですよ。何回も言いますが、今までつかんでいなかったから出たのか、どういうことできてるのか、恐らくJOC Aが入ってきてそれを掘り起こされてるんだと思うんですけども、そういう事業に対して町はただただこのお金だけ出してるわけではないですよ、町長。そういう意味でいえば、障がい福祉のまちづくりの在り方として、これをどう位置づけてしているのかということも含めて、今までのこの障がい者給付事業の扶助費を見ながら、一体どれだけの方が利用増になって、どういう施設を利用して、どれだけのお金が動いているのかということを知る資料をもって委員会で説明していただきたい。これについてどうでしょうか。町長がいいということで、課長のほうが委員会に提出して下さったらいいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の問題は、11ページです。児童措置事務費で302万3,000円、これは広域入所だっているんですよ。前回も広域入所で転入者の増で広域入所になったっていうけど、これ裏返してみたら、町長、受皿がなかったということになりませんか。転入者が多くって、広域入所になったということは、南部町に来たので南部町の保育園行きたいけど行けなかったということじゃないんですか。それちょっと、こういう見解、こうなのですねという確認ですけども、どうなんですかという点。

あと一つ。今回、900万の生活保護扶助費が出ています、11ページに。これは全国的にも

コロナで生活保護費が増えてきているという中で、南部町はそうでもなかったんですけども、ここになってきて増えてきてるわけですね。この実態について先ほどおっしゃったのは、世帯数の増と医療費の増だっておっしゃいました。これについて町長はどのように把握、今なさっておりますか。もし、例えばどれぐらいの件数が増えてきているというふうに把握なさっているのであればそれをお聞きして、町長の所見をお伺いしておきたいと思うんです、この事態についての以上です。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。1点目の電気代の高騰で全体的な資料が頂きたいということだというふうに思いますので、委員会のほうで準備させていただいて、御説明をさせていただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。児童措置事務費のほうで御質問がありましたので、こちらの広域入所、転入ということで受皿がないということも一つはあるかもしれませんが、主な理由としましては、年の途中でやはり保護者の方が転園をされるということあまり希望されないというのが大きなものでございまして、春から改めて入り直すとかということがございます。以上です。

○議長（景山 浩君） デジタル推進課長、美甘哲也君。

○デジタル推進課長（美甘 哲也君） デジタル推進課長です。2点目、クラウド型被災者支援システムに係る予算の減額について見通しが立たなかったのかという御指摘、御質問ありました。詳細のほうはもちろん常任委員会のほうで御説明したいと思いますけれども、こちらにつきまして被災者支援システムのほう導入しますと、住基システムを含む住基システムの改修が必要になると。今年度ここでお金をかけてしまいますと、来年度基幹システム入れ替えたときにまた再度改修する必要があって、二重投資になるということ为了避免するために、今回、導入を見合わせるというのが一つの理由であります。そちらにつきましては今年度、基幹システムの入替えの予算を認めていただきましたけれども、業者と交渉する中で入替えのスケジュールが少し後ろ倒しになってしまったということがありまして、こういった部分でどうしても調整がつかなくて、今回、予算の減額ということをお願いするということに至ったというものであります。以上です。

○議長（景山 浩君） 福祉事務所長、泉潤哉君。

○福祉事務所長（泉 潤哉君） 福祉事務所長です。まず1点、自立支援給付金の関係ですけれども、利用者の傾向につきましては委員会のほうで資料を提出したいと思います。

また、生活保護費ですけれども、当初の予算では単身世帯を見込んでおりました、今年に入りまして、子供さんがおられる世帯ということで、その分だけ扶助費のほうが多くかかりますので、その多くなった分と、また高額な医療費を使われる方がおられたということで、全額医療費負担しておりますので、その分が多くなったというような点が増額の理由でございます。

○議長（景山 浩君） よろしいですか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 一つは、電気代の高騰については総務課長が上がってきて、総務のところでやってくれるということですね。総務のところでもよろしくをお願いします。

それと、保育所の広域入所の件については課長がお答えくださったんですけども、いわゆる受皿がないのもあるかもしれないがとさらっと流されましたので、これ委員会で結構ですから、広域入所ってというのは調べたら伯耆町の倍ぐらいあるんです、うちの南部町って。その理由もちょっと知りたいもんですから、広域入所になった理由ですよね。本当は入りたかったんだけど、入れなかったのがどれぐらいいらっしゃるのかというのが一番知りたいんです。それ委員会で結構ですから出していただきたいと思います。

あと一つは、細かいことは委員会で課長に資料を出していただいておりますが、町長、この自立支援の介護給付事業について、毎年、当初予算よりも何回か補正予算をかけて金額が多くなってきているわけですよ。これはほかのことに使ってるわけやないし、自立支援のために障がい者の応援になるということは私たち重々承知してるし、手厚くしなければいけないと思ってるんですけども、こういうふうによそとはちょっと違ってると思ってるんですね。

そこで受皿もどういうふうにつくってきたときに、うちの南部町にはどれぐらいの方々のA型、B型の仕事ができるのかとかそういうことを説明してもらって、どういうところに利用しとって、この自立支援が使われているのかと。増えていく理由ですね、それを説明していただきたいんですよ。これは町長がしっかりと説明してくださいって言ってくれないとできないと思いますので、よろしく願いいたします。生活保護の件はまた委員会で聞きますけん。それどうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。自立支援の問題、この障がい者の自立支援法ができてから、各市町村はこの扶助費がうなぎ登りに上がってるということは、全ての自治体の課題だと思っております。裏を返せば今までそれだけ障がい者の、特に精神障がいの皆様や知的障がいの皆様の働く場がない、それから親の高齢に伴って行く場がない、そういうものを医療であったり特別な施設の中でお支えしていたものが、今のこの社会の中で一般的なグループホーム等を使い

ながら社会生活に向かっていこう、そして仕事を持とうと。ですから、この方向性は間違いないと思いますけれども、町の行政でいえば4分の1は自治体が負担しなければいけないという課題もございます。その総枠がなかなかつかみ切れないところに私どもも非常に苦しい思いで、皆様に一回一回こうやって補正予算をお願いしてるところです。できるだけそれが、全体の姿が確保できるような仕掛けが私どもも欲しいんですけれども、現時点ではなかなか1年間のサービス料が捕捉できないところにジレンマも感じています。といいながらも、全体枠の中で全予算に占める割合が大きくなってきてますので、何とかこの枠を探す、決めるような方法ができないものかどうかということも検討の課題に上がってると思っています。

それから、広域入所が伯耆町に比べて多いということがありましたが、私の知ってる中では、途中で新たに南部町に移転したんだけど、子供が途中で保育園を転出するのは非常にづらいよねという話で、保育園は変わらずに、卒園をしてから南部町に来るといようなお子様の話はよくお聞きするところです。

ただ、一方で、途中の中でゼロ、1、2、今の社会の中で一番課題になっている保育士の確保できない中で、そのような乳児の希望に応えられないという事例は、きっと途中であればあるんだろうなと思っています。この辺りを今、先ほど真壁議員が冒頭おっしゃったようなこども保険であったり、今のままのシステムであってはここに手が入れないのが日本の現状ではないかということは、これからの議論の課題だろうと思っています。

防衛費と同時に、子供をどう健やかに育てていくのか。その中でゼロ歳保育であったり、1歳、2歳の子の保育の問題で、保育園が一手にそのことを引き受けることに日本の矛盾があるのではないということも議論になってるとい具合に伺っていますので、ぜひその辺りのところを国を挙げてこの制度を転換していくことに注目していきたいと、このように思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 保育園の件については、こちら質疑することじゃないので、国のことを述べてもらったんですけれども、できれば町のことをお聞きしたかったので、まずは委員会で求めておきたいと思います。

それと、生活扶助のとこ置いといて、それともう一点です。一つ、14ページの小学校の管理費で需用費449万9,000円が上がっております、町長。これ中見られたら分かるように、西伯小学校にイノシシが来てすごく荒らして大変で、現場の先生方も毎朝対処が大変だということで、今回は整地をなさるといことなんです。根本的に整地をしてもまた次来たら同じことに

なっちゃうんですよ。物すごい勢いで掘り返してしまうということで、何らかの形でのイノシシが入ってこない策を早急にする必要があるのではないかと考えてるんですけども、これについてはどうなんですか。どちらに、教育長ですか。それは考えていますかということ、整備だけじゃなくて。

○議長（景山 浩君） 教育長、福田範史君。

○教育長（福田 範史君） 教育長でございます。まず、今回、議員も御覧になったのかもしれませんが、非常に朝行ってみるとだごへごしているということが続いていて、校長が安全の見回りの中で見て、随時教育委員会も報告を受けている中で、今回お認めいただいて、まず整備をしようというところですが、議員御指摘のとおり整備をした次の日に入られてひっくり返されたでは話になりませんので、そこも併せてしっかりその対策を。ただ、全部をフェンスで囲うというものでもございませんので、その辺りを、イノシシの専門家ではありませんが、よく知っておられる方にどういう対策がよいのかというのを聞きながら、整備した以上それが守られる、子供たちが安心して遊べるような形にしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第78号、令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第79号、令和4年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第80号、令和4年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第81号、令和4年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 8 2 号、令和 4 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、質疑はありませんか。

5 番、米澤睦雄君。

○議員（5 番 米澤 睦雄君） この質問は委員会でどうかなとは思ったんですけど、今ここで質問をしなければ提案を受け入れたことになりますので、ここでちょっと質問をさせていただきます。

この公共下水道事業の予算書なんですけど、6 ページを開いてください。6 ページの給与費明細書でございます。ここで増えたのが給料の 9, 0 0 0 円、職員手当の 3 万 3, 0 0 0 円でございます。その下には職員手当の内訳がありますが、これは時間外勤務手当で 3 万 3, 0 0 0 円増えてるということになっております。

次に、8 ページを開いてください。ここでちょっと質問なんですけども、まず給料 9, 0 0 0 円、給与改定に伴う増減分、一般職なんかまだ全然やってないんですけど、ここで 9, 0 0 0 円載ってる。それから、その下の職員手当、制度改正に伴う増減分のところに 3 万 1, 0 0 0 円、説明が勤勉手当でございます。ちょっと矛盾しておりませんか。ちょっとこの辺の説明をお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後 3 時 2 4 分休憩

.....

午後 3 時 2 7 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

休憩します。

午後 3 時 2 7 分休憩

.....

午後 3 時 2 7 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。中を精査いたしまして、修正すべき事項なのかどうかというのを点検しまして、また議員の皆さんにお諮りしたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第 8 3 号、令和 4 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 8 4 号、令和 4 年度南部町水道事業会計補正予算（第 3 号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 8 5 号、令和 4 年度南部町病院事業会計補正予算（第 3 号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 8 6 号、令和 4 年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第 1 号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 8 7 号、町道路線の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

また、来週 1 2 日は定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 2 9 分散会

---